

市役所は毎週土曜日を開庁しています(午前8時30分〜午後5時15分※正午〜午後1時は除く) 毎週水曜日は午後8時まで開庁時間を延長しています

第55回福生七夕まつり

8月4日(木)〜7日(日)



七夕まつりキャラクター「たっけー☆☆」

福が生まれる星まつりに みんなで参加しよう

第3回福生七夕織姫コンテスト 出場者募集期間を延長します！



昨年の織姫コンテスト

福生七夕織姫コンテストは、福生七夕まつりのオープニングとして実施されます。既婚・未婚にかかわらず6歳(小学生)以上の女性が対象です。

みなさんの七夕や福生の思い出、身近な人や多くの人に伝えたいことなどを「手紙」や「短歌」に託してみませんか？
ご投稿いただいた作品は、七夕まつり期間中(8月4日から7日)の七夕会場にて発表します。奮ってご投稿ください。
【注意事項】作品の投稿者名は(地域振興課産業振興係)へ。

「天の川からの手紙」・「七夕短歌」募集

観光協会ができました

6月2日に設立総会が開催され、福生市観光協会が発足しました。福生市の観光資源を市内外に大いにPRするとともに、名物や産物の開発などを事業目的に観光事業の総合的な振興を図っていきます。また、現在会員を募集しています。

問合せ観光協会事務局(商工会館内) ☎080・6529・0171

多摩川で遊ぼう！
「川の中で遊ぼう！」
日時 7月10日(日)午前9時〜正午
集合場所 多摩川中央公園
※登録をしている方には、はがきで詳細を通知します。事前にお申し込みください。

申込み環境課環境係へ。
毎月第2日曜日に「多摩川で遊ぼう！」を合言葉に市内の多摩川で自然体験活動を行います。

次回以降の予定(変更の可能性ががあります)
「多摩川カッパまつり」
日時 8月21日(日)午前9時〜午後3時
場所 多摩川中央公園
「バッタをゲット！」
日時 9月11日(日)午前9時〜正午
場所 福生南公園
「川原で遊ぼう！」
日時 10月9日(日)午前9時〜正午
場所 かに坂公園

安全安心まちづくり
「ひったくり」や「痴漢」に気をつけよう！
夏になると、「ひったくり」や「痴漢」が発生しやすくなります。「自分は大丈夫」「暗いけど近道だから」という、ちょっとした気の緩みが、被害にあう可能性を高くしてしまいます。また、被害に遭う方のほとんどは女性となっています。

「ひったくり」や「痴漢」は、自分のちょっとした対策や心がけで被害を防ぐことができます。帰りが遅くなる時は、少しでも明るく、人通りのある道を選んで帰りましょう。手荷物は、建物側に持って歩きましょう。また、防犯ブザーを携帯することも効果的です。

犯罪を犯そうとしている

者は、人の目を嫌い、防犯意識の高い地域は狙いませぬ。ご自分の地域を歩くとながら、ちょっとまわりに目を配りましょう。

※不審な人物を発見したら、迷わず警察(110)に連絡しましょう。

問合せ地域振興課地域安全係・福生警察署生活安全課 防犯係 ☎551・01110

福生市内の地区別ひったくり・空き巣発生状況(5月末現在)

区	分	ひったくり	空き巣狙い
本志	町	0件	1件
武蔵野	台	3件	0件
福熊	生	0件	1件
北園	川	1件	2件
南園	園	3件	2件
加美	平	2件	8件
東町	町	0件	6件
合計		11件	7件
			1件
			0件
			28件

平成17年度国営昭和記念公園レインボープール割引券

この券を切り取って公園窓口を持参すれば、プール料金(入園料含む)が割引となります。

大人(15歳以上) 2,200円→1,900円
小人(小・中学生) 1,200円→950円
幼児(4〜5歳) 300円→200円

○1枚で5人まで利用できます。○ほかの割引券との併用はできません。
○午後2時以降はサンセットチケットをご利用ください。
○有効期限は7月16日(土)〜9月4日(土)までのプール営業期間中です

大人 人 小人 人 幼児 人 福生市

点線こそって切り取ってご使用ください

◆制度の特色

①法律に基づいた国の共済制度で安全です。

②掛金は、税法上全額が小規模企業共済等掛金控除として課税対象から控除できます。

③共済金は、税法上退職所得または公的年金等の雑所得として取り扱われます。

※くわしくは、地元の商工会議所、商工会または金融機関へ。本制度についての問い合わせは、独立行政法人中小企業基盤整備機構(共済相談室) ☎03・3433・7171へ。

事業主の退職金制度

《小規模企業共済制度》
小規模企業共済制度は、個人事業主または会社等の役員の方が、廃業や退職された場合、その後の生活の安定あるいは事業の再生などのための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば事業主の退職金制度といえるものです。

◆加入できる方
常時使用する従業員数が20人(商業・サービス業の方は5人)以下の個人事業主または会社の役員等

連鎖倒産から 企業を守ります！

《中小企業 倒産防止共済制度》
中小企業倒産防止共済制度は、取引先事業所が倒産した事により、売掛金債権等が、回収困難となった場合に、掛金の10倍の範囲内で、共済金の貸付が受けられる国の共済制度です。

◆加入できる方
引き続き1年以上事業を行なっている中小企業者